

一般廃棄物処理業 収集運搬業 許可証
処 分 業

住 所 千葉県八街市八街へ199番地256

氏 名 大同産業株式会社
代表取締役 市原 照公

平成29年6月9日付けの申請について、八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定により許可証を交付します。

平成29年 6月28日

八街市長 北村 新司



1 許可番号 八許第5号

2 許可期間 自 平成29年 7月 1日
至 平成31年 6月30日

3 業 種 一般廃棄物処分業

4 許可条件

- (1) コンクリート類等の破砕による中間処理に限る。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに市条例を厳守すること。
- (3) 周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (4) 市及び関係機関の施策等に協力すること。また、指導に従うこと。
- (5) 許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。
- (6) 事業停止命令又は許可取り消しに伴う損失補償は一切行わない。